

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど「生活の質」を落とす大きな原因になります。また認知症の危険因子であることも指摘されています。誰にでも起こる可能性があり、65歳から急増し、60代後半では3人に1人、75歳以上では7割以上の頻度という研究結果もあります。加齢性難聴には根本的な治療法は無く、補聴器相談医の指導のもとに適切な補聴器を選ぶことが大切とされています。

しかし日本の補聴器使用率は欧米諸国に比べ低い状況です。補聴器は高額の医療機器でありながら日本では公的補助制度が整備されていないことが、その要因と考えられます。障害者総合支援法の補装具費支給制度は高度難聴レベルが対象で、中等度・軽度の難聴は給付対象になりません。また購入後に医療費控除を受けられる場合があるものの、非課税の方にはメリットがありません。

いま政府の方針では70歳までの雇用機会の確保を企業に求めるなど、高齢者の社会参加を促進する方向性を示しています。しかし耳が聞こえにくい、聞こえないということは、そうした社会参加などへの大きな障害となります。

加齢性難聴者に対する補聴器使用の推進を図ることで、生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、社会参加への意欲が高まることや、認知症の予防をふくめ健康寿命の延伸にもつながることが期待されます。

よって国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月21日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣